

○松山衛生事務組合人事行政の運営等の状況の 公表に関する条例

制 定 平成 17 年 3 月 25 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 人事行政の公表については、松山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年松山市条例第 2 号）の規定を準用する。

付 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。